

オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開 1852年~1867年 君主的統一国家(新絶対主義)

奥 正 嗣*

The Constitutionalism in Austria (Habsburg Empire) 1852 ~ 1867 New Absolute Monarchy

Masatsugu Oku*

Abstract

This paper examines Constitutionalism and its development in the Austrian Empire in the 19th century.

The Empire established three constitutions or fundamental principles between 1852 and 1867. These are *Das Silvesterpatent*, *Das Oktoberdiplom* and *Das Februarpatent*.

They were absolute and aimed at the centralization of government. However *Das Februarpatent* in particular established parliamentarism, despite being only in appearance, and so formed the basis of later Austrian Constitutionalism.

キーワード

オーストリア憲法・新絶対主義・ハプスブルク帝国

はじめに

オーストリア帝国は、1848年の革命以降、1848年「ピラースドルフ憲法」、1849年「クレムジール憲法草案」、1849年「欽定3月憲法(帝国憲法)(シュタディオン憲法)と基本権勅令」、1851年「大晦日勅令」へと順々に、時によっては逆戻りを伴いながら、立憲主義的要素・思想が受け継がれ、厳しい時代の中を生き延びていった。オーストリア帝国は、初めて、立憲の意味における憲法を有し、法治国家としての体裁を整えることとなった⁽¹⁾。

本稿で取り上げるのは、この時代に続く1852年から1867年までである。1848年から1849年にかけての上述の諸憲法・憲法草案は、立憲主義に基づいていたが、1851年の「大晦日勅令(Silvesterpatent)」、1860年の「10月親書(Oktoberdiplom)」、1861年の「2月勅令(Februarpatent)」、1865年の「憲法停止勅令(Sistierungspatent)」によって、絶対主義に

*おく まさつぐ：大阪国際大学法政経済学部教授 2004.12.1 受理

逆戻りしてしまった（新絶対主義）。

この時期は、新絶対主義の時代ゆえに、立憲的ないし法治国家的観点から注目すべき成果が何一つないようにも受け取られる。しかし、この時期は、1848年革命によって生まれた初期立憲主義的要素・思想が1867年以降の本格的な立憲主義の時代に受け継がれていく過渡的ではあるが重要な時期でもある。それゆえ、この新絶対主義の時代においても、否、新絶対主義の時代であるからこそ、立憲的ないし法治国家的要素・思想がさまざまな抵抗に会いながらも成長していく過程を分析することが、1867年以降のオーストリア憲法を考えるにあたって必要となる。帝国（ライヒ）と州（ラント）に大きく分け、それぞれにつき、歴史的展開、憲法・制度の順に考察する。

帝国（ライヒ）

A 歴史的展開

1. 立憲主義の崩壊

1851年に入ると、1849年帝国憲法（欽定3月憲法）（シュタディオン憲法）の執行が停止されるべきことがフランツ・ヨーゼフ皇帝によって告知される。まず、1851年4月13日の皇帝親書で、帝国評議会（Reichsrat）は、君主および大臣のための諮問的な評議会であり、立法のあらゆる問題についてその意見を聴き、その意見は立法の公布の際には示されなければならないものとされた⁽²⁾。当時まだ帝国議会（Reichstag）が存在していなかった⁽³⁾ことを考慮すれば、一種の議会（Parlament）代替物的な存在であった。この段階では、未だ、立憲主義的憲法であった1849年憲法に対する違反は認められない。ところが、1851年8月20日の皇帝の内閣書簡でもって、帝国評議会の地位が変更され、「皇帝および王室のみの評議会」となってしまった。その結果、あらゆる事項は、もはや、従来のように内閣ではなく皇帝自身によって提案され、皇帝を議長として、あるいは帝国評議会議長を議長として審議されるべきものとされた⁽⁴⁾。同じ8月20日の皇帝の内閣書簡（注：上述のものとは別）（論者によっては、1851年4月13日の皇帝の内閣書簡⁽⁵⁾）でもって、“帝国憲法（欽定3月憲法）（シュタディオン憲法）に反して”内閣の地位が変更され、内閣・大臣は皇帝および王室のみ責任を負い、帝国議会を含む他のすべての政治機関に対する責任は破棄された（大臣弾劾制の廃止、責任内閣制の廃止⁽⁶⁾）。そして、9月には、メッテルニヒがウィーンに帰還する。政府は、1849年帝国憲法を存続させ執行していくかどうかの最終的決断を迫られることになるが、君主的正統性および国家的統一性の原則と目的を堅持することが考慮されていく⁽⁷⁾。内閣・大臣は皇帝および王室のみに責任を負うという新たな大臣責任制は、立憲主義的基本原則に違反し、皇帝および王室のみの評議会としての帝国評議会は、1849年帝国憲法の意図するところ⁽⁸⁾に反していた。一般的に、新絶対主義は1852年から始まるとされている⁽⁹⁾が、1852年に突然生じたものでは決してなく、それへの移行は憲法違反の現実とともに一歩ずつ進んでいったのである⁽¹⁰⁾。

2. 1852年の憲法原理（新身分制的制限君主制）

1851年12月31日に、フランツ・ヨーゼフ皇帝は、以下に述べる3つの発布（いわゆる大

晦日勅令)を行い、1849年帝国憲法は根本的にオーストリア帝国の状況にふさわしくなく、また、その規定も執行できるものではないという理由で、以前からの初期立憲主義政治形態⁽¹¹⁾を正式に終わらせ、新たな憲法的基礎を形作っていくことになる⁽¹²⁾。

第1番目の勅令によって1849年の「帝国憲法」は破棄されたが、2つの基本権、すなわち、あらゆる国家臣民の法の下での平等、隷農制の廃止という点は確認された⁽¹³⁾。第2番目の勅令によって1849年の「基本権勅令」は破棄されたが、法律上認可された教会や宗教団体の宗教的活動の自由や内部事項の管理権、および、宗教・教育・福祉目的のための一定の施設・基金の所有権は確認された⁽¹⁴⁾。第3番目の、シュヴァルツェンベルク首相に宛てた皇帝書簡によって、ハンガリーを含めて、「オーストリア帝国の諸州における組織制度のための基本原則」が発せられた⁽¹⁵⁾。

大晦日勅令で採用された政治形態は、1848年以前の絶対主義が現在の状況に適合するように修正された政治形態であって、新絶対主義憲法原則に基づいている。立憲主義的憲法原則と対比すれば、以下ようになる⁽¹⁶⁾。

皇帝のみが国家権力の唯一の担い手である。国民の国家権力への関与は認められていない。議決権を有する国民代表機関は存在せず、諮問(審議)機能のみを有する身分制的審議機関が規定されているにすぎない。新身分制的制限君主制である。

保障される基本権も裁判上主張できるところの主観的公権ではなく、基本権保障も、国家の指導指針としての国家目標規定にとどまっていた。

立法権と行政権との権力分立が破棄され、ともに皇帝に帰属することになった。行政権を担当するところの行政組織は、上から、皇帝 内閣 総督府 郡庁 地区役場 オルツゲマインデというヒエラルヒー構造をなす。一部(1審につき) 司法権と行政権との権力分立も認められていなかった。

司法権の独立は保障されていなかった。すなわち、判決を言い渡す裁判官は罷免可能であった。刑事裁判につき、陪審裁判所が廃止され、手続は糾問主義的かつ非公開であった。

州(ラント)は、国家の単なる行政区であって自治行政権を有しないものとされ、諮問(審議)機能的な身分制的代表機関を有するものとされていた。

市町村(ゲマインデ)については、州ゲマインデと都市ゲマインデとが区別され、また、大土地所有(地主の領地)がオルツゲマインデから切り離され、さらに、ゲマインデの執行機関としてのゲマインデ役員会(理事会)は、政府による承認ないし任命に服するなど、ゲマインデの自治権の制限がなされた。

ハンガリーを含めて帝国全体を通じた民法法・刑事法の統一が行われ(民法法につき1853年、刑事法につき1852年) 帝国諸州の不可分一体性が強調された。

州にあっては、行政と司法の領域では、1852年から以上の憲法原理が実施されていたが、立法、すなわち、身分制的代表議会については、その実現に向けての法的整備が1854年から始まった。そして、1855年にはロンバルディアとヴェネツィアの州代表議会(中央議会: Central-Congregation)の召集が命ぜられたのである。しかし、1859年の戦争(ソルフェリーノの戦い)によって、すでに完成していた「州代議制度に関する定め(Statute über

die Landesvertretung)」の皇帝による裁可が実現できなくなってしまった。

前述したように、1851年12月31日の大晦日勅令によって、州に関しては、「オーストリア帝国の諸州における組織制度のための基本原則」が発せられ、その実現に向けて準備が進められていったが、さらにオーストリア帝国自体に関しても、「オーストリア帝国の組織制度に関する憲法原理」の発布が切望されていた。そこにおいて、後述するところの「州議会代表者会議 (Ausschußlandtag)」類似の「中央議会 (Centralorgan)」のようなものが考えられていた。「州議会代表者会議 (Ausschußlandtag)」は、後述するように、州議会 (Landtag) の存在を前提としているので、上述したように、州議会が存在していない現状にあっては、「オーストリア帝国の組織制度に関する憲法原理」の発布も行われな

3. 新絶対主義

この時期の絶対主義は、1848年以前の絶対主義に対して、新絶対主義と呼ばれる。「新」絶対主義と呼ばれるのは、営業の自由を広く認めた1859年の営業法 (Gewerbeordnung) の公布、農民の土地からの解放 (隷農制の廃止) さらに、君主に責任を負うところの大臣たちから成る内閣が存在したこと、君主によってではあるが法律が公布されたこと、国家目標規定にとどまりはしたが基本権保障があったこと、司法権の独立の保障はないものの司法権が他の国家権力から分離されていたこと、司法権は原則的に3審制であったこと、など外見的立憲主義の特徴を備え、一部進歩主義的統治形態を有していたからである。

他方、新「絶対主義」という言葉に示されるように、以上の憲法的諸制度 (成果) も、憲法上保障されているというわけではなく、君主に都合のよいように変更することが可能であった。また、1853年7月29日の刑事訴訟法によって、刑事手続については、陪審裁判所の廃止、公開性の廃止など、世論によるコントロールも欠けていた。絶対主義時代におけるように、君主の制定・公布する法律が全帝国を通じて“かすがい”としての役割を演じていた。さらに、諮問機関としての帝国評議会は存在していたが、助言を求められることはめったになかった⁽¹⁸⁾。以上のように、新絶対主義の憲法上の問題が数多く存在していた⁽¹⁹⁾。

カトリック教会の問題も、官吏、軍隊とともに、統治形態の本質的部分を構成している。皇帝は、教会に、神授の権利を始めとする絶対主義体制の支えを見い出そうとして、ローマ・カトリック教会の権限を強く拡張していく。1850年4月18日の皇帝勅令で、教会の学校教育管理権、司教のローマ教会との自由な交通など認められた⁽²⁰⁾。さらに、1855年の政教条約 (コンコルダート)⁽²¹⁾によって、教育、カトリック教徒の婚姻など、従来国家の管轄に属するとされていたいくつかの国家的事項が、国家的監督なしにカトリック教会の管轄に服するようになった。教会は、国民の大部分を占めていたカトリック教徒について、再び世俗的支配権を行使できることとなった。次第にカトリック教会が他の教会ないし宗教団体に対して優位を占めてくる⁽²²⁾。

1852年から始まった (その兆候は、既に1851年に現れていたことは前述したところである。) 新絶対主義は、オーストリアの歴史のほんの短い期間に起こった暫定的な政治制度

オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開

にすぎない。とりわけハンガリーなど従来の連邦主義的的制度によって利益を受けていた諸州の反乱⁽²³⁾、さらには、1859年6月24日、フランスの支援を受けたサルディニア王国軍と帝国・皇帝の威信を賭けて戦った戦争(ソルフェリーノの戦い)での決定的敗北、経済的に豊かなロンバルディアの喪失、国家財政の破綻によって、君主的概念がその根底から問い直され、1860年の変革⁽²⁴⁾を余儀なくしていくことになる⁽²⁵⁾。戦争による国家財政の一層の悪化に対して、「有効な予算管理」の重要性が強調されてくる。「有効な予算管理」とは、何らかの形で納税者の代表制度、すなわち代表制議会(Repräsentativkörperschaft)を意味していたのである⁽²⁶⁾。

4. 1860年の変革: 「10月親書」(Oktoberdiplom)

(1) 1860年3月5日の皇帝親書、1860年7月17日の皇帝書簡

1860年変革のきっかけは、帝国評議会(Reichsrat⁽²⁷⁾)である⁽²⁸⁾。すでに1849年の「3月憲法」で作られ、この憲法で実現された唯一の制度ともいえる「帝国評議会(Reichsrat)」に関連して進められていった。1860年3月5日の皇帝親書によって、「帝国評議会」は、君主個人によって召集される「特別評議員(außerordentlicher Reichsrat)」によって「強化(補強、増員)」されるべきことが、命じられたのである。特別評議員には、次の者が任命された。1. オーストリア皇帝家(ハプスブルク家)の大公、2. 若干の高位聖職者、3. 非軍事的または軍事的役務あるいはその他の方法で国務に功労のあった著名な若干の人物、(以上、1. 2. 3. については、終身制) 4. 38人の州議会議員、この38人は、それぞれの州にその大きさと重要性に応じて配分された。州のそれぞれに配分された帝国評議員の議席につき、州議会は、その議員の中からそれぞれ3人の議員を出すべきものとされていた。この選挙は提案にすぎず、この提案に基づいて、6年の任期付きの特別評議員への任命が、皇帝によって行われた。この強化(補強、増員)された特別帝国評議会の「諮問(助言)(Beratung)」に服すべきものとして、次の事項がある。1. 国家予算(見積もり)の確定、国の決算の審査、国債委員会(Staatsschuldenkommission)の議案(提案) 2. 一般的立法事項に属するあらゆる重要な議案(提案) 3. 州議会の議案(提案)。法律や命令の提出についての発案権は、強化された帝国評議会に属しない。「臨時の(一時的)(zeitlich)関与者」(個々の法律案の検討と質疑にふさわしい人物が、その都度皇帝によって任命され、召喚されていた。)について定める1851年4月13日の皇帝親書による古い帝国評議会に関する定め(Statut)は、明白に破棄された。帝国評議会の強化(補強)(増員)が皇帝によって命じられたのと同じ1860年3月5日に、皇帝命令で、さらに次のことが命じられた。すなわち、それぞれの州において、州代表機関は、活動後直ちに、強化された帝国評議会議員のための選挙を実施しなければならないが、州代表機関の提案に基づき任命されるべき特別評議員が召集されるまで一時的に、州代表機関が、1860年3月5日の皇帝親書によって確定された数で、そこに示された個々の州の関係に応じて、皇帝の提案なしに、強化された帝国評議会の審議に召喚されるべきこととされたのである。強化された帝国評議会と同時につくられた評議会規則において、その審議は非公開であることが強調されている。さらにその後、「強化された帝国評議会」の権限が

本質的に拡張することを余儀なくされていく。1860年7月17日の皇帝書簡によって、新たな租税や負担金の導入、さらに、直接税、消費税の現存税率の引き上げ、法律行為的文書・書類・職務行為の現存料金率の引き上げ、さらにまた、新たな借款（起債）については、戦争の危機の場合は別にして、「強化された帝国評議会」の「同意（Zustimmung）」を要することとされたのであった⁽²⁹⁾。

(2) 1860年10月20日の皇帝親書（いわゆる「10月親書」）

「強化された帝国評議会」の提案に基づき⁽³⁰⁾、1860年10月20日、憲法改革の試みがなされた。その核心部分は、帝国については、「君主制の国内法的諸関係の規制に関する皇帝親書」（いわゆる「10月親書」）であり、それに付属して、ツィスライタ（ライタ川以西）諸州のいくつか（シュタイエルマルク、ケルンテン、ザルツブルク、ティロル）については、「州代議制度に関する定め」が、トランスライタ（ライタ川以东）諸州については、若干の「皇帝書簡」が発せられたのである⁽³¹⁾。前者については、州議会は4つのクーリエ（貴族、高位聖職者、市民、農民）から構成されるべきものとされた。また、後者については、ハンガリーに関して、1848年以前の国家組織・官庁組織に復帰することとされた。

以上のように、強化された帝国評議会は、事実上、1860年5月31日⁽³²⁾から9月28日までウィーンで開催され、そこで審議された意見に基づき、特に領邦貴族の影響のもと、1860年10月20日の皇帝声明に引き続き、同日、永続的かつ変更不可能な国家基本法として、「君主制の国内法的諸関係の規制に関する1860年10月20日の皇帝親書」（いわゆる「10月親書」）が発せられた。その冒頭において、皇帝は、1713年4月19日に皇帝カール6世（1685年～1740年）によって最終的かつ変更不可能なものとして確定され、さまざまな王国および諸領邦（の諸身分）によって受け入れられた「国事詔書（Pragmatische Sanktion）」に基づき、ハプスブルク王朝の下に存在する王国諸領邦は不可分不分離であることを確認した。そして、立法および行政において臣民の参加を保障する意図で、国事詔書と皇帝の絶対的権力に基づき、次の事項を告知した。すなわち、法律（Gesetz）を制定し、修正し、改廃する権限は、われわれとわれわれの後継者によって、法律に基づき召集された「州議会（Landtag）」、ないし州議会が一定数の議員を送り込むことになっている「帝国評議会（Reichsrat）」の「協力（Mitwirkung）」のもとでのみ行使せらる。われわれのすべての王国諸州に共通する権利・義務・利益に関わるあらゆる立法、すなわち、貨幣・通貨・信用制度に関する立法、関税および商業制度に関する立法、発券銀行制度の基本に関わる立法、郵便・電信・鉄道制度に関する立法、将来の兵役義務の種類・方法に関する立法は、「帝国評議会」において審議され、その「協力（Mitwirkung）」のもと合憲的に処理されねばならない。また、1860年7月17日のわれわれの決定に従い、新たな租税や負担金の導入、特に塩の値段の引き上げをはじめとする既存の租税や料金率の引き上げ、および、新たな借款（起債）については、さらに、既存の国家債務（国債）の切り替え、国有不動産の売却・移転・負担については、「帝国評議会」の「同意（Zustimmung）」のもとでのみ処理されねばならない。将来の国家予算（見積もり）の審査・確定、国の決算の審査、毎年の財政措置の結果の審査については、「帝国評議会」の「協力（Mitwirkung）」

のもとでのみ行われなければならない。以上、に含まれていないその他あらゆる立法事項については、関係する「州議会」において、ハンガリー王国に属する王国諸州(トランスライタ諸州)ではその憲法(Verfassung)の精神にのっとり、その他のオーストリア帝国に属する王国諸州(ツイスライタ諸州)ではその州規則(Landesordnung)に従って合意的に処理されねばならない。広い(拡大)帝国評議会の排他的権限に属しない立法事項で、ハンガリー王国諸州を除きオーストリア帝国に属する諸州(ツイスライタ諸州)が長年共同して処理し決定してきたものについては、このような立法事項についても、これらの諸州の帝国評議会議員が帝国評議会の「特別委員会(Engeres Gremium)」(1861年からは、いわゆる狭い帝国議会(Engerer Reichsrat))に関与し、帝国評議会の「特別委員会(Engeres Gremium)」の「協力(Mitwirkung)」のもと合意的に処理されねばならない⁽³³⁾。

以上の記述から理解できるように、ここにいう「協力(Mitwirkung)」は、審議権(Recht zur Beratung)のみであり、決議権(Zustimmungsrecht)を含むものではない⁽³⁴⁾。

また、10月親書と同じ日の1860年10月20日に皇帝書簡で(“ウィーン新聞(Wiener Zeitung)”)にも告知されたが、州議会によって送り出される帝国評議会議員の数は100人にまで高められた⁽³⁵⁾。

(3)「10月親書」に対するケルゼンとブラウネーダーの見解

新たな租税や負担金の導入、既存の租税や料金率などの引き上げ、既存の国家債務(国債)などの切り替えについてのみ、「帝国評議会」の「同意」権を認め、その他の事項については、場合によっては助言(審議)(beratend)機能のみにすぎないと理解しうるところの「協力(Mitwirkung)」権(州議会については、主に、このような協力権のみが語られてきた)のみを認める10月親書の言葉の背後に、立憲主義的原理をこの最も狭い限度でのみ認めようとする意図が隠されているかどうかは、はっきりしない。ケルゼンは、このような意図は、10月親書が従来の状況に対する“本質的な進歩(wesentlicher Fortschritt)”を知らしめたその厳かな形式とは矛盾すると考えている⁽³⁶⁾。

これに反し、ブラウネーダーは、1860年変革を、何ら立憲主義的改革ではなく、1852年の新絶対主義憲法原理の制度内在的な発展であるとしている⁽³⁷⁾。すなわち、

1854年以降行われてきたところの「州代表議会」の法的整備という作業も、今や、「州代議制度に関する定め」が発せられたことによって完了し、さらにそれに基づき、既に1860年以前から考えられていた帝国レベルでの「中央議会」が、新たな性格を有する帝国評議会という形で規定されたのである。

1852年以降の憲法原理の基礎をなす新身分制的要素も、とりわけ「委員会原理」(Ausschußprinzip)に従って、実現されていった。「委員会原理」とは、次のようなものである。すなわち、国民が選挙人(Wahlmänner)を選び、その選挙人がゲマインデ評議員、都市評議員を選ぶ(国民からいえば間接選挙にあたる)。このゲマインデ評議員、都市評議員、さらに貴族階級、教会が州議会に州議会議員を派遣する。この州議会から派遣された者、皇帝から任命を受け派遣された者が帝国評議会を構成する。言ってみれば、帝国評議会は、一種の州議会代表者会議(Ausschußlandtag)

(eine Delegiertenversammlung der einzelnen Landtage)⁽³⁸⁾のような存在である。

1852年の新絶対主義憲法原理と少し変わった点と言えば、次のごとくである。

君主の国家権力の行使を一部制限することが可能になったこと。

帝国の連邦主義化が進んだこと。

、 について敷衍すると、 については、上に述べたように、君主が国家権力を行使する際には、一部の事項のみではあるが、形式的意味の法律や代表議会（州議会や帝国評議会）の拘束を受けることとなった。この形式的意味での立法権については、わずかばかりの事項についてのみ、君主と代表議会が共同で（gemeinsam）行使した（代表議会の同意権）。しかし、それ以外のかなりの事項は、代表議会（州議会や帝国評議会）の諮問（beratende Mitwirkung）を経ることが必要であるものの、君主のみが行使した。さらに、代表議会（州議会や帝国評議会）の関与を経ることを要しない事項も存在した。それが、「国王大権」（Prärogative der Krone）であり、形式的意味の法律に拘束されずに自由に処理できたのである（実質的立法権）。

ブラウネーダーは、これらの点につき、立憲主義的改革と言えないと考えている。その理由として、第1に、「10月親書」は、君主の発案に基づいていることを挙げている。このことは、1848年当時のような「憲法」（Verfassung）という形式ではなく⁽³⁹⁾、「余オーストリア皇帝フランツ・ヨーゼフが、神の恩寵により、この文書をもって、すべての者に対して、次のことを知らしめる」という「親書」（Diplom）という形式をとったことにも示されるとしている。第2に、「10月親書」は、内容的にも明白に、国家法であり基本法でありハプスブルク家の家法であるところのプラグマティシェ・ザンクツィオン（pragmatische Sanktion）（国事詔書）など歴史的国法に基づき、君主的正統性と現存のさまざまな王国諸州の不可分一体性を強調していることに示されているとしている。

については、1852年当時には存在しなかった州議회를再び設置するものとされ、帝国の連邦主義化が進んだ。連邦主義化が進んだと言っても、ツイスライタ諸州にあっては、1848年当時同様、緩やかな連邦主義であった。ここでは、諸州は、もはや国の単なる行政区ではなくなったが、自治的機能が制限された単なる地域団体（Gebietskörperschaft）にすぎず、決して国家（Staat）と言えるものではなかったのである⁽⁴⁰⁾。19世紀においては、「10月親書」で連邦主義化が最も広く進展したと一般的に考えられているが、それは、「州議会」と「帝国評議会」の権限配分の誤解、ひいては、君主の絶対的地位の過小評価に起因するものである⁽⁴¹⁾。

(4) ツイスライタとトランスライタ

ツイスライタ諸州にあっては、特別に、それら諸州をひとつにまとめるための制度が考案された。ツイスライタ諸州にのみ関わる一定の事項については、基本的に帝国全体に関わりを持つ帝国評議会も、トランスライタ諸州の関与なしに、帝国評議会の特別委員会（Engeres Gremium）という形で活動することができたのである（1861年からは、いわゆる、狭い帝国議会（Engerer Reichsrat）⁽⁴²⁾）。

ハンガリー・トランスシルヴァニア・クロアチアなどトランスライタ諸州にあっては、ツイスライタ諸州に比べて州としての重要性がより大きい。すなわち、トランスライタ諸州

にあつては、狭い帝国評議会に認められていたところの権限は、州議会に帰属したのである。しかも、その州議会は、君主の立法に際し、単に諮問を受ける権利(審議権)のみを有したのではなく、あらゆる事項について君主と共同で行使できる決議権を有していたのである。それゆえ、トランスライタ諸州にあつては、君主はより強力な制限(拘束)に服したのである。ハンガリーやトランシルヴァニアでは、司法局(Hofkanzlei)という固有の中央官庁を再び有することとなり、ハンガリーでは、固有の最高裁判所(Höchstgericht)まで存在していた⁽⁴³⁾。

(5)「10月親書」への反発とその修正

「10月親書」による変革は、ハンガリーを含めた帝国全体の統一と各州の自治を最優先する領邦貴族の意見を反映するものであった。それゆえ、一方では、ドイツ・オーストリア人リベラル派や帝国官僚、他方では、帝国の他の部分と分離し、国家的独立性を有し中央集権化されたハンガリー王国を、また1848年4月11日当時のハンガリー憲法の復活を渴望するハンガリー人の反発するところとなった⁽⁴⁴⁾。かくして、ツィスライタ諸州、トランスライタ諸州を問わず、幅広い抵抗に会うことになる。特に、帝国評議会の権限がばかばかしいほど小さいこと、貴族と聖職者が代表され過ぎていること、皇帝が事後に帝国評議会議員を任命する(皇帝任命に係る議員については、数的な制限が無かった。)ことによって帝国評議会の多数決関係を変えることができたこと、などが批判された⁽⁴⁵⁾。

10月親書の発布と同じ日の1860年10月20日、皇帝勅令(Patent)で、シュタイエルマルク、ケルンテン、ザルツブルク、ティロルの4州につき、それぞれ州に関する定め(Landesstatut)が発せられた。これらによると、州議会は4つのクーリエ(貴族、高位聖職者、市民、農民)から構成されるべきものとされていた。しかし、これらの州に関する定めは発効しなかった。1861年の2月勅令とともに発せられた州規則(Landesordnung)に基づいて初めて、州議会が組織されることになる⁽⁴⁶⁾。

10月親書においても触れられ、1院からのみ構成されるべきものとされていた帝国評議会も成立せず一度も召集されなかった。というのは、連邦主義的特徴を有していた10月親書が出てわずか数ヵ月後に既に、中央集権的精神につつまれた1861年2月26日の皇帝勅令が発せられたからである⁽⁴⁷⁾。

5. 1861年の「帝国憲法」

(1) 1861年2月26日の皇帝勅令(いわゆる「2月勅令」)(1861年帝国憲法)

「10月親書」は、その発布後4ヵ月経って、1861年の勅令(「2月勅令」(Februarpatent))によって、一部修正を伴いながら実施されることになる⁽⁴⁸⁾。2月勅令は、本質的に、大綱だけを定め細目は他の立法に委ねるところの外郭法(枠組法)(Mantelgesetz)であり、それによって、帝国および州の立法に関わるいくつかの特別法が厳かな形式で告知され、国家基本法として、本質的には帝国の憲法として布告された⁽⁴⁹⁾。「2月勅令」において、君主は、帝国全体に関して、次のものを明白に「わが帝国憲法(Verfassung unseres Reiches)」として宣言したのである。すなわち、「プラグマティシエ・ザンクツィオン(pragmatische Sanktion)(国事詔書)」、「10月親書」、その実施として新たに制定された「帝国代議制度に

関する基本法(Grundgesetz über die Reichsvertretung)は、15の「州規則(Landesordnung)」(ツィスライタ諸州のみであり、ハンガリーにおいては、10月親書ないし2月勅令と矛盾しない限りにおいて、古い州憲法が復活して適用されるべきものとされた。)と15の「州議会選挙施行令(Landtagswahlordnung)」、個々の州に割り当てられた帝国議会議員議席をそれぞれの州議会のクーリエに配分することを規定する15の「付属令(Anhang)」が、公布された⁽⁵⁰⁾。

この1861年「帝国憲法」は、立憲的意味における憲法と決して言えるものではなかった。それは、もっぱら立法権についての規定のみを有するだけで、基本権、司法権と行政権との権力分立、大臣責任制、議員の不可侵特権、租税同意権、新兵補充同意権などの規定を欠いていた。立法権についても、外観的議会主義(Scheinparlamentarismus)を提示したにすぎなかった⁽⁵¹⁾。その意味では、歴史的国法と君主的正統性に基づいて、立憲主義と対峙しようとする最後の試みであったということが出来る。多民族国家オーストリア帝国にあっては、1民族だけの代表議会はふさわしくなく、民族的に中立な君主のみが多民族を結びつける“かすがい”になりうるという考え方にも基づいていた⁽⁵²⁾。

2月勅令による皇帝権力の制限は、皇帝の側から見て、許される制限の極限にまで達していた。しかし、2月勅令によるこのような譲歩は、市民的自由主義者ないし立憲主義者の側にとっては、むしろ哀れな状況を作り出していた。というのは、高位の貴族が上院にも下院(第1クーリエ)にも二重に代表されており、特に上院において、法律を阻止することができたからである⁽⁵³⁾。

(2) 帝国代議制度に関する基本法(「上院」と「下院」, 「広い帝国議会」と「狭い帝国議会」)

帝国レベルで本質的に新たなことといえば、上に挙げたところの「帝国代議制度に関する基本法(Grundgesetz über die Reichsvertretung)」が制定されたことである。その結果、帝国代表として召集される帝国議会(Reichsrat)は、上院(Herrenhaus)と下院(Abgeordnetenhaus)の2院から構成されるべきものとされたのであった⁽⁵⁴⁾。上院は、ハプスブルク家の成年の王子、皇帝が帝国議会議員としての栄誉を授与した国内の成年の大土地所有貴族、すべての大司教、領主の地位に相当する司教、国家・教会・学問・芸術に功績をあげ、皇帝によって終身の上院議員として任命された者から構成された。下院については、ハンガリー州議会を含めて⁽⁵⁵⁾州議会が、クーリエに応じた直接選挙によって343人の議員を選び送り込むこととされていた。343人は、それぞれの州に、その大きさに応じて配分された⁽⁵⁶⁾。しかし、州議会による下院への代表派遣ができない例外的な状況が生じた場合には、皇帝は、当該の州における州民によるクーリエに応じた直接選挙を実施することを命ずることができた(緊急選挙権)⁽⁵⁷⁾。皇帝は、それぞれの院の議員から、議長と副議長を任命した。その他の役員は、院みずからが選出しなければならなかった。帝国議会は、皇帝によって、毎年召集されることになっていた⁽⁵⁸⁾。

「帝国代議制度に関する基本法」は、「狭い(特別)enger)帝国議会」と「広い(拡大)weiter)帝国議会」とを分け、前者は、ハンガリー王国諸州(トランスライタ諸州)の代表者を招集することなくツィスライタ諸州の代表のみで構成され⁽⁵⁹⁾、後者は、ハンガリー王国諸州の代表者をも招集して構成された⁽⁶⁰⁾。「広い(拡大)帝国議会」の活動範囲は、

一般条項を用いて、「あらゆる王国諸州に共通する権利・義務・利益に関わるあらゆる立法事項」と書かれている。しかし、この条項に続く、軍制(兵役義務についてであって、帝国軍制全体については皇帝の大権事項である。⁽⁶¹⁾)貨幣制度、信用制度、発券銀行制度、関税制度、商業制度、郵便制度、電信制度、鉄道制度、帝国財政(予算・決算)の事項の列挙は、単なる例示的なものにみえるが、限定列挙的なものとして理解されねばならない。なぜならば、どのような事項があらゆる諸州に共通する事項であるべきなのかを先験的に確定することはできず、その範囲は実定法的に広くもまた狭くもとらえうるからである⁽⁶²⁾。「州議会」の権限も、帝国代議制度に関する基本法それ自身においてではなく州規則において、限定列挙されている⁽⁶³⁾。それゆえに、「広い(拡大)帝国議会」あるいは「州議会」の権限に属しないあらゆる事項は、「狭い帝国議会」の権限に属することになる。その際には、ハンガリー王国諸州の「州議会」と代表を「狭い帝国議会」に送っているツィスライタ諸州の「州議会」との間には、違いが生ずる。前者の場合は、「狭い帝国評議会」が「州議会」と「広い(拡大)帝国評議会」との間に入らないので、広い(拡大)帝国議会の権限に属しないあらゆる事項が、「州議会」の権限に属することとなる⁽⁶⁴⁾。

法律の発案権は、皇帝・政府だけでなく、上院ないし下院の議員も有していた。法律の成立には、帝国議会両院の一致の議決(基本法の改正には3分の2以上、それ以外は過半数)と皇帝の裁可が必要である(皇帝の絶対的拒否権)。帝国議会が召集されず、その権限事項に関して差し迫った措置がとられねばならない場合には、内閣は、とった措置の根拠と結果を示さなければならない。こうした形態で、1849年の帝国憲法の「緊急勅令権」が、1861年の2月勅令に移行したのである。また、「帝国代議制度に関する基本法」は、「代表者はその選挙人の指示に拘束されない」という自由委任の原理を定めている。帝国議会の停会、下院の解散は、皇帝の命令によって行われる。両院の会議は公開である⁽⁶⁵⁾。

(3) 州規則(「州議会」と「州委員会」)

2月勅令に付属して発せられた州規則(Landesordnung)は、トリエステを除いて、すべての本質的な点において一致している。州議会は、司教、州の大学の学長、州の大きさに応じたさまざまな数の、4クーリエないし4選挙階級に分かれて選挙人によって選出される代議員から構成された。4クーリエとは、大土地所有者ないし高額納税者、都市住民、商工会議所メンバー、州のゲマインデ住民である⁽⁶⁶⁾。このようなクーリエには、古い身分制議会(Stände)のなごりが残されている。選挙権は、納税額と結びついている。選挙は、公開、口頭、たいていは間接選挙であった。州議会の立法期(議会の任期)は、6年であった。州議会議員は、なんら指令を受けることは許されず、その議決権を個人として行使しなければならなかった。州議会は、皇帝の招集に基づき、通常毎年1回、州都で開催されねばならなかった。皇帝は、州議会を解散することができた。州議会の議員の中から任命された州首相(Landmarschall, Oberlandmarschall)が、小さい州では州知事(Landeshauptmann)が、州議会の議長を勤めた。州議会は、単なる州の立法機関であるだけでなく、国家的行政とともに存在する州の最上級の自治行政の機関でもあった。最上級の行政機関としての資格での州議会の執行機関は、州議会によってその議員の中から選ばれ、州首相ないし州知事の議長のもとにある州委員会(Landesausschuß)である。州

委員会のメンバーについては、メンバー全員ではなく、メンバー総数から3人差し引いた数のメンバーが、州議会の総会で選挙された。残りの3人のメンバーの選挙については、州議会議員がそれぞれ選出母体のクーリエに分かれて（都市クーリエと商工会議所クーリエとは1グループを作り）それぞれの代表を選んだ。すなわち、大土地所有者、都市および商工会議所、州のゲマインデというクーリエから、州委員会のメンバーがそれぞれ1人選ばれたわけである。州委員会メンバーそれぞれにつき、1人の補充員が選ばれた。州委員会のメンバーの職務活動期間は、彼らを選んだ州議会の職務活動期間と同じである。しかし、州議会の解散の場合には、州議会の職務活動期間経過後も、新たな州議会から次の州委員会が任命されるまで引き続き存続する⁽⁶⁷⁾。

州事項における法律案は、政府提案（議案、法案）として、州議会に提出される。しかしまた、州議会にも発案権が帰属している。州法律（Landesgesetz）には、州議会の同意（Zustimmung）と皇帝の裁可（Sanktion）が必要である（皇帝の絶対的拒否権）。皇帝または州議会によって拒否された提案（法案）は、同じ会期（州議会の6年の立法期は、年ごとの会期に分けられる）において持ち出すことはできない。州事項として、次のものがある。次の1.2.3.4.に関わるあらゆる定め。1.土地改良、治山治水、農業、2.州財産から支出され造られた公の建築物、3.州財産から資金を付与された慈善施設、4.(a)州に属する財産の管理、州目的のための課税、州の借款（起債）の利用、によって生ずるところの「州の収入」に関する、および、(b)通常のおよび特別の「州の支出」に関する、「州の予算（見積もり）」および「州の決算」。次の1.2.3.に関わる一般的法律の枠内における細目的な定め。1.ゲマインデ（町村）事項、2.教会および学校事項、3.軍隊の加勢（助勢）・食糧支給・宿営。以外で、特別な措置によって州代表機関（州議会）に割り当てられた州の福利または必要に関わる事項についての定め（18条）⁽⁶⁸⁾。

さらに、州議会は、次の権限を有する。1.公布された一般的法律や制度が州の福利に与えている特別な影響について、審議し提案すること。また、州の福利に必要な一般的法律や制度の公布について、審議し提案すること。2.中央政府（国）によって助言を求められたあらゆる事項について、提案すること（19条）⁽⁶⁹⁾。

18条に挙げられた州事項に関しては、州議会と皇帝とが共同して、立法者としての役割を演ずる。州議会が州委員会によって行使するところの「自律的」行政とは、特に、経済行政が考えられている。すなわち、それは、主に、身分制議会の頃からの州財産の管理である。しかしまた、州議会は、既存の基本財産の収入だけでは十分でない限り、州目的のための活動を行うに必要な資金を調達することについて、審議し決議する。州議会は、この資金調達のために、国の直接税にその10パーセントに達するまで付加税を課し、取り立てる権限を有していた。直接税や州のその他の税金に対する10パーセントを超える付加税については、皇帝の許可が必要であった。州が、基本財産を譲渡したり、永久の負担を課したり、抵当を設定したりするにも、皇帝の許可が必要であった⁽⁷⁰⁾。

州の予算は、州法律（Landesgesetz）によってではなく、州議会の決議によって確定された。州議会の会議は、基本的に公開であった。州議会の決議には、すべての議員の過半数

が出席して、その出席者の過半数が必要であった。州規則(Landesordnung)の改正についての決議は、州法律(Landesgesetz)によってのみ可能であり、すべての議員の4分の3以上の出席のもと、その3分の2以上の多数を必要とした。州議会は、他の州の州議会議員と交流することは許されなかった。身分制議会の頃に通常であったところの、幾人かのあるいはすべての州議会議員同士の、国王にとって非常に不愉快な会合、いわゆる全体州議会(Generallandtag)を妨げる目的を有していた。州委員会は、委託された仕事を、合議制の審議によって取り扱い処理しなければならなかった。州首相ないし州知事は、州委員会の決議が公共の福祉または既存の法律に反すると認める場合には、その実施を停止し、当該事項を直ちに総督を經由して皇帝の決定に委ねる権限と義務を有していた。総督(Statthalter)〔比較的小さな州においては、長官(知事)〔Regierungspräsident〕と呼ばれていた〕は、州における自律的行政ではなく国家的行政の長であり、皇帝によって任命され、内閣に従属した。総督は、州議会に対しては政府(国)を代表し、州議会に自ら出席し、あるいは代理人によって代表させ、いつでも発言することができた。総督は、州議会に対しては、責任を負わなかった⁽⁷¹⁾。

(4) 帝国議会と国家評議会

前述したように、帝国議会は、「委員会原理」(Ausschußprinzip)に基づき特権階級の者で構成されていたこともあって、議会(Parlament)のように国民から直接選挙された院というわけではなかったが、議会と同様の機能を果たすこととなる。すなわち、帝国議会は、今や、従来のような単なる助言・諮問機関ではなく、一貫した審議・議決機関となったのである⁽⁷²⁾。1861年の「州規則」によって、州議会も審議・議決権を有することとなったので、君主は、形式的立法権については(実質的立法権であるところの国王大権は別)帝国議会と州議会とに拘束されることとなった⁽⁷³⁾。この意味で、2月勅令はその後のオーストリアの議会制・立憲制発展の基礎となるものであった⁽⁷⁴⁾。

1851年4月13日の皇帝親書で作られ、1860年3月5日の皇帝親書で強化された「帝国評議会(Reichsrat)」は、1861年2月26日の皇帝親書(皇帝勅令)でもって解散され、それに代わって、「国家評議会(Staatsrat)」が設立され、その地位、構成などが特別な法令(規約)(Statut)によって定められた。この国家評議会は、皇帝によって任命された長と、同じく皇帝によって任命された大臣の身分を持った国家評議員から成るものとされ、皇帝と内閣の諮問的補助機関と考えられていた。とりわけ帝国議会や州議会が扱うものとされていた政府提案(議案)が、国家評議会に呈示されるべきものとされていた。諸機関の権限に争いがある場合の決定権限、係争中の公権事項の決定権限も、国家評議会に認められていた⁽⁷⁵⁾。

新たに助言・諮問機関として設けられた「国家評議会(Staatsrat)」が、今まで帝国評議会が有していたところの助言・諮問機能を有することとなる。帝国評議会に代わるものとして国家評議会を作ったという点に、従来の統治構造に原理的に固持しようとする、とりわけ、あらゆる立憲主義的法治国家制度を無きものにしようという意図を明らかに読み取ることができる⁽⁷⁶⁾。

(5) 1861年帝国憲法の特徴 以下は、次号に続く。

注

- (1) 拙稿「オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開 1848年～1851年 初期立憲主義の確立」『国際研究論叢』第16巻第2号(2003年3月) pp.49-66;『国際研究論叢』第17巻第1号(2003年10月) pp.1-20;高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行ほか『世界の憲法集(第2版)』、有信堂、1998年、pp.98-103;高田敏「オーストリア法治主義の(Legalitätsprinzip)の比較法的研究(平成6年度～平成8年度 文部省科学研究費補助金研究成果報告書) 1998年。
- (2) Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte(Siebente Auflage)*, Manz-Verlag,1998,S.134;Ernst C. Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer - Verlag,1956,SS.354-355。
- (3) 拙稿「オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開 1848年～1851年 初期立憲主義の確立」『国際研究論叢』第17巻第1号, p.9;エーリッヒ・ツェルナー(リンツピヒラ裕美 訳)『オーストリア史』、彩流社、2000年、p.494。
- (4) Hans Kelsen, *Österreichisches Staatsrecht*, Scientia-Verlag, 1981, S.8; Ernst C. Hellbling, S.355。
- (5) Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht(Zweite Auflage)* Springer-Verlag, 1984, S.52。
- (6) Ludwig K. Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947, S.12; Hans Kelsen, S.8; Ernst C. Hellbling, S.355; Wilhelm Brauner, S.135; 南塚信吾ほか、『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年、p.207; 同1851年8月20日、皇帝は母親に向けて、「私たちは大きな一歩を踏み出しました。思い切って憲法を振り捨てたのです。今後オーストリアはただ一人だけの主人を持つことになります。これから私たちはもっと一生懸命働かねばなりません。」と、意気揚々と書き送ったと言われている。スティーヴン・ペラー(坂井榮八郎 監訳 川瀬美保 訳)『フランツ・ヨーゼフとハプスブルク帝国』、刀水書房、2001年、pp.71-72。また、「イギリス的・フランス的憲法原則をオーストリア帝国に適用することの不可能なることは、見識あるすべての人々によって認められている。」と、閣議の席で断言したとも言われている。同、p.71。
- (7) Robert Water, Heiz Mayer, *Grundriß des Österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988, S.13; Wilhelm Brauner, S.135。
- (8) 1849年帝国憲法では、各大臣は、その活動に対して帝国議会に政治的に責任を負っただけでなく、帝国裁判所で法的な責任を追求された。Wilhelm Brauner, S.127; 拙稿「オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開 1848年～1851年 初期立憲主義の確立」『国際研究論叢』第17巻第1号、p.9。
- (9) 1849年3月4日の「欽定3月憲法(帝国憲法)(シュタディオン憲法)」から新しい種類の絶対主義(新絶対主義)が始まっていたとする指摘もある。Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, SS.51-52; A.J.P.Taylor, *The Habsburg Monarchy 1809-1918(New Edition)* Hamish Hamilton, 1948, pp.81-82; A.J.P.テイラー(倉田稔 訳)『ハプスブルク帝国 1809-1918』、筑摩書房、1987年、p.114; エーリッヒ・ツェルナー、p.494; しかし、曲がりなりにも、基本的人権の保障と三権分立が実現されていたから、初期立憲主義政治形態が採られていたと考えるべきである。新絶対主義は、1851年12月31日の「大晦日勅令」の発布以降である。この点については、多くの論者が指摘しているように、1851年12月31日の「大晦日勅令」発布の翌日、すなわち、1852年1月1日から新絶対主義が突如として出現するのではなく、「現実的」には1849年3月4日にクレムジール議会が解散し、欽定3月憲法(シュタディオン憲法)が公布された後、オーストリアは「事実上」絶対主義国家になっていた。事実、皇帝フランツ・ヨーゼフは、性急に絶対主義を実現する意図であったが、シュヴァルツェンベルク首相は、少なくとも「立憲主義の形」を維持することが彼の政権の目的に合うものであると考えていた。この「現実的」「事実的」側

オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開

面を強調すれば、1849年を初期立憲主義と新絶対主義の境目と考えることも可能である。ここでは、法学者の多数意見に従い、大晦日勅令で帝国全体の中央集権化が厳格に行われ、絶対主義体制が法的に確立する1852年を境目とした。スティーヴン・ペラー、pp.70-71；ハンス・コーン（稲野強ほか訳）『ハプスブルク帝国史入門』、恒文社、1982年、pp.51-52；Wilhelm Brauner, SS.134-137；Ernst C. Hellbling, S.355；Robert Water, Heiz Mayer, S.14；Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte*, Universitätsverlag Rodolf Trauner, 1992, SS.194-195；南塚信吾ほか、p.208。

- (10) Wilhelm Brauner, S.135；Ernst C. Hellbling, S.355；絶対主義への移行は、市民が革命の拡大に対して恐怖感を懐いていたこと、皇帝および政府が「軍隊」と「官僚制」に依拠しえたということに大いに関係している。Robert Water, Heiz Mayer, S.13。Wilhelm Brauner, S.137；ちなみに、フランツ・ヨーゼフ皇帝は、4つの「軍隊」をもって統治したと言われている。立っている軍隊（兵士）座っている軍隊（役人）跪く軍隊（聖職者）這う軍隊（情報提供者）である。スティーヴン・ペラー、p.76。スティーヴン・ペラーの指摘するように、これは、新絶対主義体制の本質をついている。また、「官僚制」につき、スティーヴン・ペラー、p.78。さらに、軍事行政について、1853年には、国防省の再編、一般的兵役義務の導入、参謀将校以上すべての軍人の人事権の皇帝への留保、1857年には、オーストリア帝国・ハンガリー王国軍のための徹底的な軍制改革へと進んで行くことになる。Ernst C. Hellbling, S.370。1857年のウィーン市壁の撤去、リング・シュトラッセ（環状道路）の建設決定も、物流促進という経済的目的だけでなく、もっと明白に絶対主義的目的、すなわち、開放的で、今後反乱が生じた時に軍隊を集合させられるような大きな空間を生み出すという軍事的目的とも結びついていた。スティーヴン・ペラー、pp.77-78。
- (11) 初期立憲主義ではなく新絶対主義だという指摘もある。これにつき、注9参照。
- (12) Wilhelm Brauner, S.135；Robert Water, Heiz Mayer, SS.13-14；Oskar Lehner, S.194；Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.52；Ludwig K. Adamovich, S.12。注6も参照。また、南塚信吾ほか、pp.209-210。
- (13) Wilhelm Brauner, S.135；Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.52；Ernst C. Hellbling, SS.370-371；Robert Water, Heiz Mayer, S.14；Oskar Lehner, S.194；スティーヴン・ペラー、p.72；拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開 1848年～1851年 初期立憲主義の確立」『国際研究論叢』第17巻第1号、p.14；ただし、ユダヤ人については、1853年10月2日の皇帝勅令で、1848年以降認められていた完全な臣民の平等権が奪われてしまった。また所有権に対する制限も復活した。Ernst C. Hellbling, S.372。
- (14) Wilhelm Brauner, S.135；Ernst C. Hellbling, S.372；Oskar Lehner, S.194。
- (15) Wilhelm Brauner, S.135；Hans Kelsen, SS.8-9；Ernst C. Hellbling, SS.355-356；Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.52；Ludwig K. Adamovich, SS.12-13；Oskar Lehner, SS.194-195；拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開 1848年～1851年 初期立憲主義の確立」『国際研究論叢』第17巻第1号、pp.14-15。この「オーストリア帝国の諸州における組織制度のための基本原則」は、オーストリアにおいて1918年の崩壊（革命）に至るまで、一部は、さらにその後も維持されたところの、司法制度および行政制度の基礎を形造ることになる。ちなみに、立法権については、皇帝の専権事項とされていた。
- (16) Wilhelm Brauner, S.135；Hans Kelsen, S.9；Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.52；Ludwig K. Adamovich, S.13；Oskar Lehner, SS.195-196；Ernst C. Hellbling, S.355。
- (17) Wilhelm Brauner, S.135。
- (18) スティーヴン・ペラー、p.74。
- (19) Wilhelm Brauner, S.137；Hans Kelsen, S.9；Ernst C. Hellbling, S.356, S.369；Oskar Lehner, S.196。

- (20) Robert Water, Heiz Mayer, S.14 ; Ernst C. Hellbling, S.371 .
- (21) 1855年8月18日に締結され、1855年11月5日の皇帝勅令で布告された。Hans Kelsen, S.9 ; Ernst C. Hellbling, S.372 .
- (22) Wilhelm Brauner, S.137 ; Hans Kelsen, SS.9-10 ; Ernst C. Hellbling, S.372 ; Oskar Lehner, S.196 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.14 ; スティーヴン・ベラー、p.75 ; 南塚信吾ほか、p.208 .
- (23) オーストリア帝国は、中央集権化政策の一環として、ハンガリーにおいても1853年、ツイスライタの行政原則やオーストリアの官庁制度を適用した。1852年の刑法の統一的適用、1853年の民法の統一的適用とともに、ゲルマン化政策として、ハンガリーの国民の反感を引き起こしていった。Oskar Lehner, S.195 .
- (24) この変革の意味につき、ケルゼンとブラウネーダーとの間に見解の対立のあることは、本文(のAの4の(3))を参照。
- (25) Wilhelm Brauner, S.137 ; Hans Kelsen, S.10 ; Ernst C. Hellbling, S.356 ; Oskar Lehner, S.192, S.197 ; Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.52 ; Ludwig K. Adamovich, S.13 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.14 .
- (26) Oskar Lehner, S.197 ; スティーヴン・ベラー、p.91 ; 1860年10月、皇帝フランツ・ヨーゼフは、母親に宛てて、「なるほど、私たちは若干議会主義的な生活を送ることになります。とはいえ、権力は私の手に残りますし、それ全体としてはオーストリアの状況によく適応したものとなるでしょう。」と書いたと言われている。スティーヴン・ベラー、p.95 .
- (27) 「Reichsrat」の訳につき、「ライヒスラート(帝国評議会)」(南塚信吾ほか、p.215)、「帝国議会」(エーリッヒ・ツェルナー(リンツヒラ裕美 訳) p.500)、「帝国参議会(1861年まで) 帝国議会(1861年以降)」(スティーヴン・ベラー(坂井榮八郎 監訳 川瀬美保 訳) p.71, p.98) などあるが、1861年までを「帝国評議会」、議決決を獲得した1861年以降を「帝国議会」と訳することにする。注(72)参照。
- (28) Wilhelm Brauner, S.137 ; Hans Kelsen, S.10 ; Ernst C. Hellbling, S.356 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.14 .
- (29) Wilhelm Brauner, S.137 ; Hans Kelsen, SS.10-11 ; Ernst C. Hellbling, S.357 ; Ludwig K. Adamovich, S.13 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.15 .
- (30) この「強化された帝国評議会」は、以前の古い身分制的諸権利の回復を主張する超保守的・連邦主義的な高位の大土地所有貴族が指導権を握っていた。このことが、後に10月親書の運命を規定していくことになる。Oskar Lehner, S.197 ; 憲法の制定に関しては、連邦主義の多数派(ハンガリー保守派やボヘミア系オーストリア高位貴族を中心とし、保守的封建的連邦主義を主張する)と、中央集権的少数派(ドイツ人を中心とし、自由主義的中央集権化を主張する)が形成された。多数派(投票数34)は、個々の州の自律性と州の歴史政治的個性を強調し、少数派(投票数16)は、帝国の一体性を前面に出す。この審議において、「憲法(Konstitution)」制定への要求が再び高まったことが重要である。Robert Water, Heiz Mayer, S.15 ; スティーヴン・ベラー、pp.97-98 ; フランツ・ヨーゼフの「実利主義的現実主義」からすれば、彼は、1859年の災いから帝国を再建させるために、社会の中のどんなグループとでも ドイツ人自由派とさえ 取り引きする用意があった。しかし、彼の帝国の多様性と、彼自身の絶対主義的統治によって一層激化した諸々の対立がこの課題を非常に困難なものにしていた。という指摘につき、スティーヴン・ベラー、p.99 .
- (31) Wilhelm Brauner, S.137 ; Hans Kelsen, S.13 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.15 ; Oskar Lehner, S.198 ; 10月親書は、一般的プログラムの原則のみを定める枠組法であり、その実施に際して特別な法律による具体化が必要であることにつき、Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.53 ; Ludwig K. Adamovich, S.13 ; なお、ツイスライタ、トランスライタにつき、南塚信吾ほか、p.221 . ハンス・コーン、p.67 . 拙稿「オーストリア(ハプスブルク帝国)における立

オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開

- 憲主義の展開 1848年～1851年 初期立憲主義の確立 』『国際研究論叢』第17巻第1号、p.7 .
- (32) Oskar Lehner, S.197によれば、1860年6月1日である。
- (33) Hans Kelsen, SS.11-13 ; Ludwig K. Adamovich, SS.13-14 ; Wilhelm Braunerder, S.137, SS.143-144 ; Ernst C. Hellbling, SS.357-358 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.15 ; Oskar Lehner, S.198 .
- (34) Oskar Lehner, S.198 .
- (35) Hans Kelsen, S.13 ; Ernst C. Hellbling, S.358 ; Oskar Lehner, S.198 ; Ludwig K. Adamovich, S.14 .
- (36) Hans Kelsen, S.13 .
- (37) Wilhelm Braunerder, S.137 .
- (38) Wilhelm Braunerder, S.159 .
- (39) Robert Water, Heiz Mayer, S.15も、詳細な法規定からなる通常の意味での憲法 (Verfassung) ではなく、一定の原理 (Prinzip) の確定にすぎないと指摘する。同様に、一般的プログラムの原理の提示にすぎないと指摘するものとして、Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.52 ; Ludwig K. Adamovich, S.13 .
- (40) 1848年から1849年にかけて作られたクレムジール憲法草案では、州は、「部分国家 (Teilstaat)」として位置づけられていた。Wilhelm Braunerder, S.116 .
- (41) Wilhelm Braunerder, SS.137-139 .
- (42) Wilhelm Braunerder, S.139 .
- (43) Wilhelm Braunerder, S.139 .
- (44) Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.53 ; Ludwig K. Adamovich, S.14, S.15 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.15 ; ハンス・コーン、p.61, p.71 ; 南塚信吾ほか、pp.214-215 ; Oskar Lehner, S.198では、10月親書の政治的譲歩は、貧弱極まりないものであったと指摘する。
- (45) Oskar Lehner, S.198 .
- (46) Hans Kelsen, S.13 ; Ernst C. Hellbling, S.358 ; Oskar Lehner, S.198 .
- (47) Hans Kelsen, SS.13-14 ; Ernst C. Hellbling, S.358 ; Oskar Lehner, S.198 ; Ludwig K. Adamovich, S.14 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.15 .
- (48) Wilhelm Braunerder, S.141 .
- (49) Hans Kelsen, S.14 ; Ernst C. Hellbling, S.358 .
- (50) Hans Kelsen, S.14 ; Ernst C. Hellbling, S.359 ; Wilhelm Braunerder, S.141 ; Oskar Lehner, S.199 ; Ludwig K. Adamovich, S.14 .
- (51) Oskar Lehner, S.199, S.201 .
- (52) Wilhelm Braunerder, S.141 .
- (53) Oskar Lehner, S.199, S.201 .
- (54) Hans Kelsen, S.14 ; Ernst C. Hellbling, S.359 ; Wilhelm Braunerder, S.141 ; Oskar Lehner, S.199 ; Ludwig K. Adamovich, S.14 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.16 .
- (55) しかし、実際のところ、ハンガリー州議会は帝国議会で代表を送ることを拒否したことにつき、本文 (のAの6) 参照。また、Hans Kelsen, S.19 .
- (56) Hans Kelsen, SS.14-15 ; Ernst C. Hellbling, S.359 ; Oskar Lehner, S.199 ; Ludwig K. Adamovich, S.14 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.16 .
- (57) Hans Kelsen, S.15 ; Ernst C. Hellbling, S.359 ; Oskar Lehner, S.200 ; このような緊急選挙権に関する規定は、帝国議会で代表を送っても永久に少数派にとどまらざるをえず、代表を送ろうとはしないであろうハンガリー (マジャール人) を念頭に置いての規定である。A.J.P.Taylor, pp.107-108 ; A.J.P.テイラー (倉田稔 訳) pp.151-152 .
- (58) Hans Kelsen, S.15 ; Ernst C. Hellbling, S.359 ; Oskar Lehner, S.200 .
- (59) 「狭い帝国議会」は、203人の代表者から構成されていた。Ludwig K. Adamovich, S.14 .
- (60) ハンガリー王国諸州の代表者は、「広い (拡大) 帝国議会」に関与しうる場合でも、助言 (審議)

国際研究論叢

機能しか有しなかったことにつき、Ludwig K. Adamovich, S.14 .

- (61) Wilhelm Brauner, SS.143-144 .
- (62) Hans Kelsen, S.15 ; Ernst C. Hellbling, S.359 ; これに反し、例示だと考えるのは、Robert Water, Heiz Mayer, S.16 .
- (63) Hans Kelsen, S.15 ; Ernst C. Hellbling, S.359 ; Oskar Lehner, S.199 ; 2月勅令は、10月親書と比較して、国と州の権限配分につき、国に重点を置く。それゆえ、州事項としては、州規則に明示的に記された事項に限定されている。本文 のAの4の(2)と対比。Ludwig K. Adamovich, S.14 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.16 .
- (64) Hans Kelsen, S.15 ; Ernst C. Hellbling, SS.359-360 ; なお、権限についての争いは、皇帝が決定しなければならぬものとされていた。Robert Water, Heiz Mayer, S.16 .
- (65) Hans Kelsen, S.16 ; Ernst C. Hellbling, S.360 ; Oskar Lehner, S.200 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.16 .
- (66) 都市クーリエと商工会議所クーリエを1つにして、3つのクーリエとするものもある。Oskar Lehner, S.200 .
- (67) Hans Kelsen, SS.16-17 ; Ernst C. Hellbling, SS.360-361 .
- (68) Hans Kelsen, S.17 ; Ernst C. Hellbling, S.361 ; Wilhelm Brauner, S.150 ; Oskar Lehner, S.199 .
- (69) Hans Kelsen, S.18 ; Ernst C. Hellbling, S.361 ; Oskar Lehner, S.199 .
- (70) Hans Kelsen, S.18 ; Ernst C. Hellbling, S.361 .
- (71) Hans Kelsen, SS.18-19 ; Ernst C. Hellbling, S.362 .
- (72) ライヒスラート (Reichsrat) の1861年の機能変化を考慮し、スティーヴン・ベラー (坂井榮八郎 監訳 川瀬美保 訳)『フランツ・ヨーゼフとハプスブルク帝国』、刀水書房、2001年、p.98では、ライヒスラートを「帝国参議会」から「帝国議会」へ訳し直している。Wilhelm Brauner, S.146やRobert Water, Heiz Mayer, S.17においても、「Parlament」という言葉を使っている。本文で概観したように、1861年の「帝国代議制度に関する基本法」によって、ライヒスラートの新たな法的基礎づけがなされたので、本稿でも、「帝国評議会」から「帝国議会」へと訳を改めることにする。なお、注27)も参照。
- (73) Wilhelm Brauner, S.141 .
- (74) ハンス・コーン、p.71 .
- (75) Hans Kelsen, S.19 ; Ernst C. Hellbling, S.362 ; Oskar Lehner, S.200 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.17 .
- (76) Wilhelm Brauner, S.141 .